

## 新型コロナウイルス感染症影響下における須賀川市創業等支援補助金交付要綱運用基準

### 1 目的

この運用基準は、新型コロナウイルス感染症影響下における須賀川市創業等支援補助金交付要綱の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 補助対象者について

要綱第3条第2号に「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明を受けている者」は「受ける見込みのある者」を含むものとする。

### 3 交付の申請について

「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明を受ける見込みのある者」は、要綱第6条第7号「第3条第2号の市が交付した証明書の写し」に代わり、「直近で開催される『特定創業支援等事業として認定を受けた創業セミナー』を受講する旨を記載した確約書」（別紙様式）を提出し、セミナー受講後は速やかに前述の証明を受け、証明書の写しを提出するものとする。

### 4 その他

1から3までで定めたもの以外は要綱のとおりであるが、要綱第6条第1号で提出を求める「事業計画書（第2号様式）」については、要綱第4条第2項において「補助対象事業の事業計画書については、認定支援機関の支援を受けるとともに、事業計画の確実な実効性が確認された事業でなければならない。」と定められていることに十分留意するものとする。

### 附 則

- 1 この運用基準は、令和2年5月27日から施行する。
- 2 この運用基準は、市長の指定する日で効力を失う。